

硬

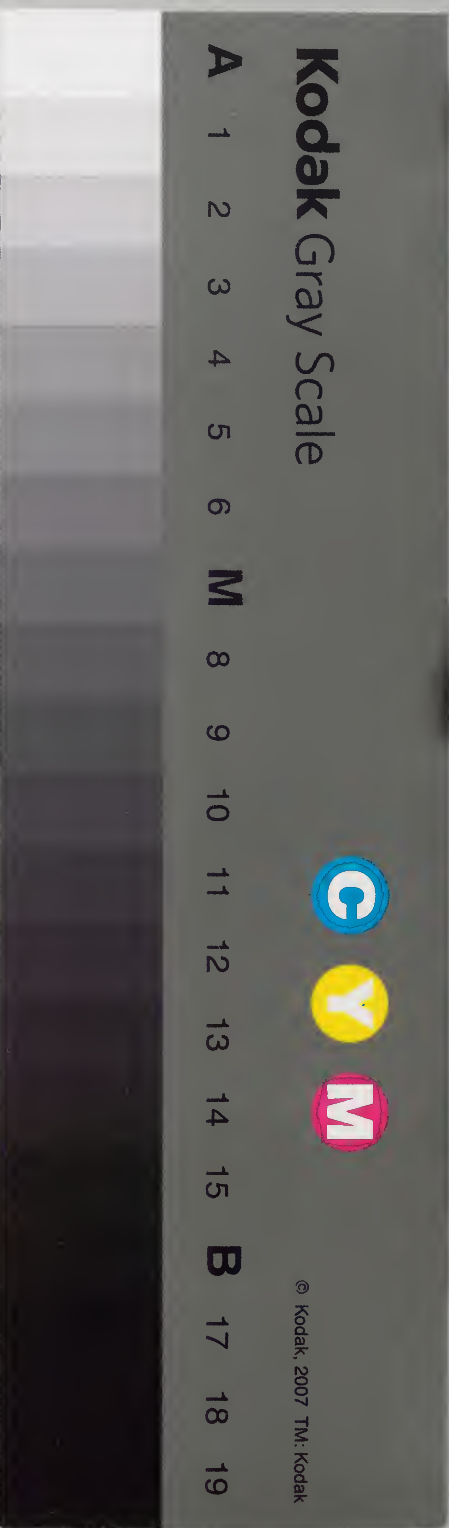
武家名目抄 職名部廿一

第卅八冊

共六十

庫	文	閣	内
五	三	三	和
函	六	六	書
一	〇	〇	類
四	九	九	
五	一	一	
架	號	號	
	冊	冊	

内閣文庫	
番號	和 36091
冊數	60(38)
函號	153 276



276

御弓始奉行

椀飯奉行

御憑奉行

又稱御憑右筆

唐物奉行

旬御鞠奉行

御的奉行

御憑摠奉行

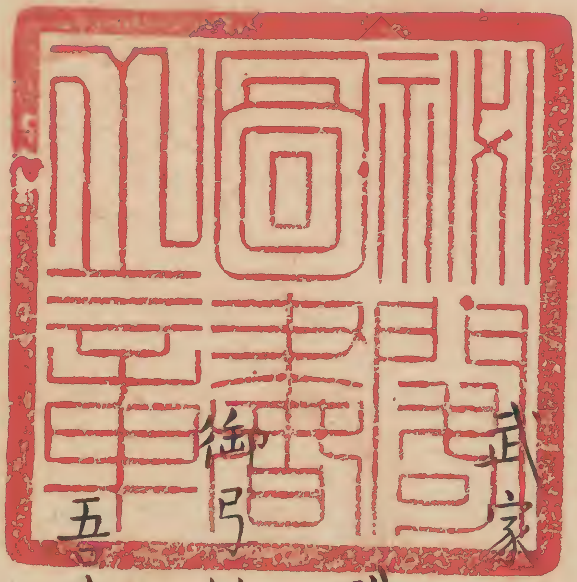
又稱八朔奉行

御憑使

貢馬奉行

相撲奉行

卅八之目



武家名目抄第卅八冊

職名部廿一

御弓始奉行

五妻鏡云建仁三年十月九日甲辰及晚有

御弓始北條五郎為奉行圖書允清定注矢

負和田左衛門尉義盛獻的云々

又云承元三年正月六日庚子有御的始左

衛門尉義盛奉行之



又云寬喜元年正月十五日御弓始伊賀四

郎左衛門尉奉行之按伊賀口郎左衛門尉  
古侍所不司有

又云曆仁元年正月廿日丁卯御弓始也今

年依可為御物忌不可有此儀之由窮冬雖

被定故被遂之射手事昨夕俄於御前被仰

合于如始義村為催促被下日記於陸奧太

郎云：按陸奧古郎八小侍所前當小條實時  
有り後掃部助被後与了仁云

又云寶治二年後十二月廿日癸亥明春正

月御弓始事為試其堪否陸奧掃部助今日

被催射手等云：

又云建長三年正月八日己巳由比濱御弓

始被撰射手陸奧掃部助監臨之四年十一

月十八日戊戌來廿一日於新造御所依可

有御的始今日被催其射手陸奧掃部助實

時奉行之

又云康元元年十二月十三日庚午明春正

月御的始射手等被差定之被下御教書越後守奉行之

又云弘長元年正月十四日丙子御的始射手十人二五度射之今日越後守不出仕相摸太郎殿一所令奉行之給云十一月十日癸酉明年御的始射手事被差定之相摸太郎殿越後守等被下奉書

又云弘長元年正月九日辛未於前濱有御

的始射手之試相摸太郎殿令監臨給工藤三郎右衛門尉光泰候御供奉行之越後守實時故障子息四郎主相具平岡左衛門尉實俊行向同奉行云、射手十二人一五度射之

又云文永二年十二月十八日壬午今日於小侍所明年正月御的始射手以下事等有其沙汰射手有故障等不可有免許由及群

議云、按以上十條を源倉  
御軍家の事なり

御的日記云建武二年正月七日左馬頭殿  
御鎌倉之時御的小侍所澁河殿貞和元年  
正月十五日土御門東洞院御所小侍所大  
高与州同二年正月九日小侍所師直子越  
後大夫將監師秀同五年八月十二日新造  
御所小侍所上杉左馬助文和二年正月廿  
四日大御所御在鎌倉之時御的執事仁木

廿八之三

左京大夫小侍所吉良左馬助同五年二月  
十三日小侍所細川兵部少輔顯氏貞治二  
年正月十四日六角御所執事越前治部大  
輔小侍所民部少輔應安五年正月廿八日  
小侍所山名彈正少弼永和二年二月廿一  
日小侍所今川上總介同三年二月卅日小  
侍所同前同四年正月廿三日小侍所山名  
彈正少弼永享二年正月十七日執事右兵

衛尉義淳小侍所畠山左馬助同 嘉吉元十三年正

月十七日小侍所山名右衛門佐持豊文安

實徳元六年正月十七日小侍所山名彈正少弼前

豊實徳二年正月十七日執事畠山左衛門

督徳本小侍所畠山左衛門佐義胤康正三

年正月十七日小侍所細川民部少輔教春

按此一條を室町將  
軍家乃きりあり

● 按御弓始を深倉右大將家の時より代り

將軍家年毎小侍ありて規式ありて

小侍所の不司たる者も其事をなす

事ありて幕府祇候の法も小侍所の

指揮すれども其法を宥直等と為り此

の事ありて又清弓始の時も其事

小侍の事を撰定して後事をしむ

きあり但承久よりありて其侍所の事

不司たる者其事を沙汰して承久より初めて

小侍訓をまじ事法侍のを退とく悉く  
彼取つあらしきしより侍者宿直ハ申より  
弓始の事事もあらしきし小侍取れり  
あらしき事とあらしき事乃武のいふハあらし  
望無か遊物等の事と皆世司あらしき沙汰と  
あり 吾妻鏡より建久五年十一月廿一日建暦元年  
四月十六日和田義盛小望無を奉行と  
あらしき又宝治元年二月廿日寛元四年十月  
十九日北條実時が遊物を奉行せしあらしき  
義盛を侍訓あらしき事小侍取れりあらしきを  
あらしき事あらしき事あらしき事あらしき事

廿八之五

足利殿の時いしきしとあらしき事  
小侍取の取司あらしき事弓始り奉行と  
まじ事あらしき事を意に礼より後まじ事  
あらしき事あらしき事あらしき事あらしき事  
あらしき事あらしき事あらしき事

御的奉行

吾妻鏡云建仁三年十月九日甲辰及晚有  
御弓始北條五郎為奉行圖書允清定注矢



貞和田左衛門尉義盛献的云々  
按矣貞と河  
まりの職あり廿一條を  
隠念の軍家のまのあり

齊藤親基記云寛正七年正月十七日清のまの

貞有元連一尚小笠原刑部大輔荒尾治部少

輔下二番姓及清暮御右刀をよと也

又云文正二年正月十七日清弓場始工夕ラウ

小笠原刑部大輔まの版兵大版和貞有 元連

蜷川親元記云文正十二年正月十七日壬辰

清の大御不掾無御成清門及び清のまの

松豊被<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>く貴殿内勸仕之

殿中中次記云正月十七日清の始をいへ

清右刀令公家少く大名外候少く清借庇

中次尚當庇所のまの寫進上之

長祿以来中次記云正月十七日清の始未事

日記より場始と書之射の庇六人之當三

也各所出候ハうさ折水干くまをらつま當也但

是ハ礼儀之事云々意江礼後ハ云々云々  
事も勸之由的ニ事ハ与人是等云々打云  
伺云也

年中定例記云正月十七日由弓始射云云人  
三番公方採由見物弓場小大石外換礼由禮礼  
中次清の事ハ庭上ニ禮候由云々云々白云  
大云々云々を云々云々して与人ニ前後の云々  
云々云々中云々云々由的ニ事ハ折紙一矢数を  
付

中云

依竹宗之聞書云清由的のお云々事云々  
中云々云々前より定事云々一云々云々云々  
あ云々由的ニ事ハ書云々云々云々定事云々  
云々又系勸次云々一云々定事云々云々云々  
事云々前より定也  
按以上七條云々  
將軍家の事ハあり

鎌倉年中行事云正月十七日御的アリ公  
方様御覽セラル云々大御所様御臺様御袋



ト列々一

椀飯奉行

吾妻鏡云建保元年十二月廿一日辛未明  
春正月椀飯事殊可令結構之旨被仰付雜  
掌等近年度々雖有鹿品之咎猶無刷之分  
仍別及此沙汰行光奉行按世一條ハ總倉物  
軍家の事アリ  
齊藤親基記云寛正六年十二月卅日版方  
大之禰一方内禰流禰免仍内祝方椀版方

廿八之九

一方上表則法祝方也  
法末色上椀版方也  
治身貞有内方角

又云文正元年正月一日椀版管領改奉行

兵大貞有元連二日土波之日六角按以上二條  
本京於將

軍家の事  
あり

鎌倉年中行事云正月朔日椀飯ハ管領ヨ

リ參椀飯奉行直垂ニテ出仕是ハ右筆勤

之管領代官ト兩人御中門ニ令伺公公方

様出御御酒式三献御酒ヲ申時御一家ノ人  
銀劔持參管領御代官手ヨリ直ニ被受取  
也其後弓征矢ヲ役人持參其次ニ沓行騰  
ヲ役人持參イタシ罷出云々二日挽飯相  
州守護ヨリ一年房州之守護ヨリ一年隔  
年參挽飯奉行如朔夜參銀劔弓征矢ヲハ  
二日同三日夜ハ挽飯奉行代官ノ手ヨリ  
受取テ役人へ渡也沓行騰ヲハ代官ノ手

ヨリ直受取テ持參アル也御劔弓征矢自  
代官手役人直受取事ハ管領職ニ限也其  
外ハ皆々先挽飯奉行受取テ可渡役人七  
日御挽飯ハ自政所參仍銀劔計參テ御弓  
征矢沓行騰御馬等ハ不參十五日御挽飯  
自上總一年自下總一年參然間千葉介方  
進上挽飯奉行千葉介方代官參銀劔弓征  
矢沓行騰御馬二匹前如記進上之

倉公方家の  
まじりあり

按椀版を執するは正月元之及七日十  
五日までくみケ日よりありて舊式ありて  
恒例の大儀あり隠倉殿の時を小傳氏たる  
いり子葉之浦小山宇部宮ありて小名家  
の軍沙法一執と一なりと椀版とい  
屋敷を人を食する名目ありて酒は盃酒中  
つひ版小椀版と之類ありて乃辭ありきは

規式乃指部を執すれを考つて  
なまふありて其或る椀版を執する乃て  
あつひを物と給一く刀劔弓箭馬具等と  
執備を執ありてひやく一門子方の類は  
後ふつたり是利敵のきよつたりてハ之後  
口職の軍各定日ありて古水を執たりて  
とつてきよくさるく沙法を事も多う  
是れハ古人の内より椀版を定むる

事を執りてしむらとあり但鎌倉殿の時  
此名目少くしれとまひ人の内よかろくそを職掌  
とあるしありし軍東は利家もあへて京朝  
の准據あるは椀飯をゆともまれしなり

御憑摠奉行 又稱八朔奉行

御憑奉行 又稱御憑右筆

御憑使

唐物奉行

伊勢家記云應永廿九年八月一日公家門

跡武家御憑進上御臺御方大館駿河入道

奉行執筆濱名兵庫助也兩人南向方ヲ兼

卅一年七月廿九日御臺御憑大館駿河入

道備前入道禪慶 初日記付貞宣 按公方の

世職ありしありしを執りし伊勢家乃  
と乃と殊文し記せしなり

建内記云正長二年七月廿九日東院僧正

光曉為八朔礼物奈良紙百束進之付送間

就御憑奉行付伊勢七郎右衛門尉畢父因  
幡入道奉行之故也

卷川親元記云文永十五年七月廿日辛亥八

朔上極清方以憑幸於大館治部右輔殿右筆

毛利次郎殿及堀和氣前守殿以使伊勢掃部助

殿監治之河守殿此五人可觸中一入夜水白河

幸皇御孫之八月朔日辛酉八朔以幸於东山殿

以幸於伊勢守殿右筆  
伊勢因幡守  
殿下条殿

廿八之十三

以而幸皇御孫之庫助殿右筆  
伊勢又七  
殿早野殿

以使  
伊勢肥前殿同  
次郎右衛門殿

拾芥記云永正十四年八月一日甲辰公武

御憑銀劍進上之武家御賴奉行伊勢右京

亮也御返并被下之

宗五大變紙云公方極以憑幸事幸於勢州

以之川以方右筆伊勢七郎右衛門  
貞と乃右筆

下條殿以之相幸以  
伊勢  
以事



水とんせい人吉河調河台河交河快河越河歳  
河内不待也見水承仕有松水返一水使友人  
伊勢次郎左衛門伊勢又七郎東山殿水移の後々  
右軍伊勢又七水とんせい伊勢次郎左衛門とんせい乃  
元前と口かりい水屋掾の水方妙言院殿水とんせい右軍  
伊勢因幡守殿との右軍里野宮内少輔殿ちうくハ  
清とんせいの右軍大館与州中略公方掾より諸家  
への水返一目錄の末水返一と書て水とんせいの

色を可書水返一の水使の水礼又必武家元ハ  
水糸のひみ一ハ水とんせいのむハ三日糸てハ七月晦日  
と八月朔日糸とんせい又八月三日又水返一の  
水禮お心一又をとんせいとてハ今を新日の分  
とんせいまつりい

年中定例記云八月朔日水漏禁裏掾へ水を  
上 目錄をい大高檀紙 水使侍奏水返一すのり水使  
一枚伊勢守調い  
同前掾家門迄公家大名和掾水信元熱湯元

政人まのきわちとくくと略中水返一の事ハ

水くくいの元と申ふて水返一と云ふおの大方

乃職人あは一幸の代とて二百尺二百尺と

人よりとておの医師が元おとておのりお引

合なとてと似合とておのたのむおまひ

伊智さ 古より 右筆水くくい方ハ代々同前傳

後さ方に仕はたるハさあまを幸ハ中総

さ仕はつて水くくいとて水返の物を水調の事

おきれと云方様とて水返とてとて先とて水くく

らいと申水返規掙あり水くくいり同朋元

よりハさ大つてあり三日水憑今日とて水返と

みくおとてたる物を右筆お人水使人同朋

水くくいとて同みく後ハ先智州へうおおを

二色とて水くくいとて

御事始記云お公方様水憑と事伊智さ並同

苗元勸く七月廿七八日之内不伊智さお水くく

苗元勸く七月廿七八日之内不伊智さお水くく

子水月々伊勢与右等伊勢因幡与伊勢

右京亮水使伊勢与一伊勢与右等左邊此等又同  
明元を記し

子水月々記あり水河孫古河孫直河孫季河孫

葉河孫季河孫

澤孫河孫覺書之八朔方事一清右刀一腰系

水番合一水盃一枚清月孫水自筆水番合一清

盃与千丈少く仕合せ申也横川掃部助宗

真承一調を一於殿中水點心料五石尺  
中引清

廿八之十六

憑々の流へ水振廻也一餅す一教廿糜斗

飽三百本八朔方より法法へ渡一清酒事入

次事八朔方より水御屋形八朔方より蛇川苑

人陸横河掃部助宗右筆横山雅乐助陸益陸續

方法中引記去林次郎左邊中村三郎左馬尉

自河孫按屋形とつゝハ管領  
細川家の事とあり

按八朔小物を贈る事々々世々の風俗

ふ〜〜漢倉殿の時記と云の日水家人より物を献

吾妻鏡宝治元年  
年の所より

武家へ賜りて武家より

武家へ賜りて武家より

武家へ賜りて武家より

武家へ賜りて武家より

武家へ賜りて武家より

武家へ賜りて武家より

武家へ賜りて武家より

はらる大名諸家いさあり公けより神官等  
いさることも幕府へ献し別その返し物と給は  
ふ事なりき事なりつぎに後事す處支  
一取返と替多あると改所執事伊勢守の家  
ふく代々を懸き給ふと事給ふと伊勢一  
家の輩右等及内使をつむるありひな  
右等と懸き給ふとつぎに事給ふと懸き給ふ  
むと一給とてゆき取返は諸家へ返し物を

後つぎ法内書と調つるつきありきなり  
禁裏へまゝ料を扱ふ所のうきと申すも調  
ふふ所ありと申す又八朝の高日尊物を  
ゆとよつて不職を法定へ給ふる料のう  
物と法定しそとくの所法定む所不職  
ふしく同朋元のうき給ふる所あり

貢馬奉行

吾妻鏡云建久六年七月廿六日戊申貢馬

進發事寄於御上洛供奉不可存懈緩儀之  
由今日面々被仰付云々仲業奉行云々

又云建長四年十一月十二日壬辰申一刻

始御馬御覽薩摩七郎左衛門尉祐能為奉

行云々 按こ上二條を總念  
物軍家のまひあり

齋藤親基記云寛正六年十二月廿九日貢馬

奉行治 管領尾御成如先く自風呂在涉成  
河國通

也

又云文正元年十一月十二日貢馬御成在

中改長略貢馬を以治部内書頭通按以上二條を

京於將軍家の  
のまひあり

按貢馬清覽の事ハ毎年の冬内裏へまつ

まつき料のるを將軍家内覽さるる或る

る於事平了ぬとく届く京都へ引を

きくはかりひなり徳倉殿の時ハ殿中あり

世或あるは是利殿の甚き事りてハ長願の亭小

事此事あり但る免のほとを殿中  
ありとありとあり 十の事

文治年中よりこまりて代へり治部

つらなりをいはくまつまはるる人乃

内より貢馬まひの事を定免あり於事ハ

さうなりありて大石法家より料のるを

引進さるより京都へまはるる事

するは沙汰とてむる事なりとてより此

職掌をありたりとて貢馬まひとてはるる

室町家の時よりくまはると云々

旬御鞠奉行

吾妻鏡云建曆二年三月一日戊申可有旬御鞠之由今日依被仰出人々不顧藝之堪否成競望云々武州為奉行被清撰人數云云六日癸丑幕府御鞠始也將軍家御布衣立給武州時房匠作時泰重胤朝盛朝直以下候之

又云正嘉元年六月一日甲申御所旬御鞠也為一條侍從定氏奉行催人々云々

又云弘長三年正月十日辛卯為和泉前司行方奉行被定旬御鞠之奉行皆是所被撰堪能也云々正月四月七月十月上旬冷泉中將隆茂朝臣右馬助清時出羽前司長村中旬越前前司時廣中務權少輔重時備中守行有下旬足利大夫判官家氏武藏五郎

時忠下野左衛門尉景綱二月五月八月十  
一月上旬二條少將雅有朝臣刑部少輔時  
基後藤壹岐前司基政中甸彈正少弼業時  
越後四郎顯時佐渡大夫判官基隆下旬左  
近大夫將監時村三河前司頼氏周防左衛  
門尉忠景三月六月九月十二月上旬二條  
侍從基長相摸三郎時輔佐々木壹岐前司  
泰綱中甸中務權大輔教時秋田城介泰盛

廿八之廿一

信濃判官時清下旬左近大夫將監公時木  
工權頭親家城四郎左衛門尉時盛

按蹴鞠を源倉殿の時より足利殿のときまで連  
綿してとくありて一々毎年正月より鞠始  
をいへりていと恒例の儀式ありて源倉殿の  
時より旬法鞠より正月鞠始ありてより月々に  
此事を興ひしるるに公家武家堪徳の事を以て  
後ふ中ふく殿上人小條家の門族及まけ人



の内業と堪ふる人を責むく旬の鞠を以て定免  
堪否と撰ひ人数を撰むる始毎時高り其事と  
其のきしやうとあり室所殿のせうと清鞠  
始まる公家武家の革祇候とくとも旬の鞠と  
いふも少く又ききしとつめとくえされハ  
お小定と事ハなるも一あり

相撲奉行

曾我物語云 相撲 去ほふつみ 一と思ふ

起てきさう若きりりるる高き川より乃かしり  
是よりちうらわさきまふくあさうおひーろく  
美に人くも向ふは後へ乃くあうらんは物り  
はうんやあさつきとつひきれハツ川の玉乃位人  
一はの入るまやうまへあけたうあなり事  
石ちろと一の淵口よのこあひさのやあ岸度い  
ろ、そり後へあさうあひちろは力ときけさも  
あうハ入道おきやう一またんとりハ  
略河

津思ひきふはまこのをきつふあきさしとふ  
かしくはあつりりりきふ人々は多くまあま  
るる酒りるひるるおくりけさあへり  
今度ハももたつまきおをと思ひりける  
心代々と思ふ届うきけうまこのはまきふの大  
むつとあまやあくの向り三年のるるやあま  
事す海にたま一度もあうとさう思ふの也  
うのあまかん月のあまのあま日人一毒のる

卅八之世三

とえさすすまふあり今つとめくおのても  
あくまうさん事ハくつとつひおとと思ハ  
二度めまきしりきけうひおをつんくめて  
におりまひさう人のとよをけけさを  
けつとく入ふき記

吾妻鏡云建久三年八月十四日甲寅於鶴  
岡廻廊外庭放生會相撲内取手被召決云  
云藤判官代為奉行云々

又云建永元年六月廿一日辛未於御所南  
庭覽相撲相州大官令等被候上南御簾其  
後各進庭中央決勝負朝光奉行之向後可  
奉行相撲事由云々  
同島津家本云安貞二年八月十一日辛亥  
於南庭放生會被始相撲內取次有纏頭遠  
藤左近將監奉行之此莫先例有無粗錐及  
其沙汰締未定以前早被召決

吾妻鏡云建長六年閏五月一日壬寅相州  
隨身下若等參御所給將軍家出御廣御所  
御酒宴及數獻近習人々被召出之各乘醉  
于時相州被申云近年武藝廢而自他門共  
好非職才藝事已忘吾家之禮訖可謂此興  
然者弓馬藝者追可試會先於當座被召決  
相撲勝負可感否御沙汰之由云々將軍家  
殊有御入興爰或逐電或令固辭為陸奥掃

部助奉行於遁避之輩者永不可被召仕之  
昔再三依仰含十餘輩愁及手合不撤衣裳  
長田兵衛太郎被召出候砌判申勝負是非  
依為譜代相撲也一番持左三浦遠江六郎  
左衛門尉右結城上野十郎二番左大須賀  
左衛門四郎右波多野小次郎三番持左澁  
谷太郎左衛門尉右檢牧中務三郎四番左  
勝橘薩摩余一右服部彌藤次五番左勝廣

廿八之廿五

澤余三右加藤三郎六番持左常陸次郎兵  
衛尉右土肥四郎勝并持者被召御前賜御  
劍御衣等雲容取之負者不論堪否以大器  
各給酒三度御一門諸大夫等候杓凡有興  
有感時壯觀也

按以上吾妻澁川條之邊  
倉物軍家の事あり

安土日記云天正六年八月十五日江州國  
中京都之相撲取千五百人安土へ被召寄  
御山ニテ辰ノ刻ヨリ酉ノ刻迄トラセテ

御覽候各我手ノ者共ヲ被<sub>レ</sub>召連則御奉行  
被<sub>レ</sub>成ル<sub>レ</sub>御人數津田七兵衛堀久太郎万  
見仙千代村井作右衛門木村源五青地與  
右衛門後藤喜三郎布施藤九郎蒲生忠三  
郎永田刑部少輔阿閑孫五郎行事八木瀬  
藏春庵木瀬太郎太夫兩人ナリ小相撲五  
番打人數之事五番打江南源五<sub>京極</sub>五番  
打深尾久兵衛<sub>木村源</sub>同勘八<sub>布施藤九郎</sub>同  
内小者

廿八之廿六

地藏坊<sub>久太</sub>同麻生三五<sub>後藤</sub>同藪下<sub>蒲生</sub>  
郎内<sub>中間</sub>

以上大相撲三番打人數之事三番打木村

伊小助<sub>木村源</sub>三番打績井次兵衛<sub>瓦園</sub>同

山田與兵衛<sub>布施藤九郎内</sub>同麻生三五<sub>後藤</sub>同長

光同青地孫次郎同ツカウ同東馬次郎同

夕イトウ同圓淨寺源七同大塚新八郎同

ヒシヤ以上大形相撲終リ既及薄暮永田

刑部少輔阿閑孫五郎強力ノ由連<sub>被<sub>レ</sub>及</sub>

聞召兩人、勸御覽セラレ度被思召右御  
奉行衆、相撲御所望也初二、蒲生忠三  
郎万見仙千代布施藤九郎後藤喜三郎卜  
ラレ後ニ刑部少輔阿閉暫ク手合ニテク  
マレ候勿論阿閉器量骨柄勝レ候テカ、  
強事隱ナク候へ共仕合候力惣別強ク候  
カ刑部少輔勝相撲也其日ハ珍物調へ終  
日取替々々御相撲取ニ下サレ候度、能

卅八之廿七

相撲仕候者被召出人數之事東馬次郎夕  
イトウツカウ妙仁ヒシヤ助五郎水原孫  
太郎大塚新ハアラ鹿山田與兵衛圓淨寺  
源七村田吉五麻生三五青地孫二郎以上  
右御相撲取召出サレ何レモ尉斗御腰物  
大小ニツ死并吳服上下御知行百石死私  
宅等迄被仰付都鄙之面目忝次第ナリハ  
月十七日播州ヨリ中将殿被納御馬九月

九日安土御山ニテ相撲トラセ中将殿北

畠殿御見物

室町殿物語云 相撲 八月十五日秀次公を人々と

わしと今宵をすまひをさすせ見物ましその

用言はさすきよし作出さしりさく取くお撲を

川の丹洲をさすはく中舟らさるは別方

をふさられあさるは中渚中渚中渚羽桂

坂鞍馬白川山科碓碓をさるも岩あるなり

廿八之廿八

取もも我もくとあつまりたる秀次公のさす

もも百人とありしはあはれやあしあはれ

諸方乃きよは西南のさすふ二三百もあはれ

ぬき

按公家より相撲節と稱し本年七月

のさすは御成をさすせよりのあはれなり

武家あり恒例の式とさすなり

臨時より角力をさすなり





職もつゝきありとさきまもあつゝお撲人  
 と屋一あむまきつあつゝ一々事とあつゝて  
 今ハあきつふなり一とつ  
 支配方といひく部百石のよの人ありこは昂お撲  
 まはあり今のせま足軽水とあつゝとあ撲人  
 をや一あひまあも  
 まれまはあきふあつゝ

越前北庄分限  
 没附にお撲取

武家名目抄第卅八冊

藤原弘貞書

卅八之冊

